

事務連絡
平成26年4月11日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度データ提出加算に係る取扱いについて

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第1号）の別添3の第26の4及び「平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」（平成26年3月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、平成26年度におけるデータ提出加算に係る具体的な届出等の取扱いは以下のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、平成26年度診療報酬改定において、7：1入院基本料算定の要件としてデータ提出加算の届出が追加されたため、引き続き平成27年度以降も7：1入院基本料を算定するためには、平成27年3月31日までにデータ提出加算の届出を行う必要があることに特に留意する必要があることを申し添えます。

また、本件に関する説明会を5月21日（水）に開催する予定であり、開催時間、応募方法等については追ってご連絡いたします。

1 新たにデータ提出加算の届出を行う病院

- (1) DPCデータの提出を希望する病院（平成26年3月31日時点でDPC病院及びDPC準備病院である病院を除く）は、「様式40の5」の届出を行ってください。また、届出を行った病院は、以下に示す当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2月分の試行データ（「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料における様式1、EF統合ファイル、様式3及び様式4）を作成し、DPC調査事務局に提出してください。

	提出期限	試行データ作成月
第1回目	平成26年5月20日	平成26年6月、7月分
第2回目	平成26年8月20日	平成26年9月、10月分
第3回目	平成26年11月20日	平成26年12月、平成27年1月分
第4回目	平成27年2月20日	平成27年2月、3月分

※ 第4回目の試行データのみ提出期限月を含めた2月となっていることにご留意ください。

※ 平成27年4月1日以降も引き続き7：1入院基本料を算定するためには、第3回目のスケジュールで手続きを進める必要があることにご留意ください。

- (2) 試行データが適切に作成、提出されたと確認した場合は、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）から通知（以下「データ提出通知」という。）を行います。
- (3) 「データ提出通知」を受けた病院は「様式40の7」に「データ提出通知」の写しを添付して届出を行うことでデータ提出加算を算定することができます（入院データを提出する場合はデータ提出加算1、入院データに加え外来データを提出する場合はデータ提出加算2を届け出てください。）。
- (4) データの提出に当たっては、「様式40の7」の届出を行った月の属する四半期分の改定後の対象病棟のデータを作成し、保険局医療課の指定する期日までにD P C調査事務局に提出してください。

2. 平成26年3月31日時点でデータ提出加算の届出を行っている病院

- (1) データ提出加算に係る対象病棟が平成26年度より全ての病棟（短期滞在手術基本料1を除く）に拡大されましたが、平成26年3月31日時点でデータ提出加算の届出を行っている病院は、改定前の対象病棟のデータを提出することで平成27年3月31日までは当該加算を算定することができます。
- (2) (1)に該当する病院であって、平成27年度以降も継続してデータ提出加算の算定を希望する場合は、「様式40の5」を用いて届出を行ってください。データの提出に当たっては、当該届出を行った月の翌四半期分から改定後の対象病棟のデータを作成し、保険局医療課が指定する期日までに提出してください。
- (3) 「その他病棟グループ」を有していない病院は、提出の対象となる病棟が改定後も変わらないため、「様式40の5」の届出は不要です。改定前と同様のデータを提出することでデータ提出加算を算定することができます。ただし、平成26年度中に「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行ったため、改定後の対象病棟のデータを提出するに当たり対象病棟に変更が生じた場合は、(2)と同様に「様式40の5」の届出及びデータの提出が必要になります。

3 データ提出加算1（入院データ）を算定している病院が加算2（入院＋外来データ）の届出をする場合

- (1) 加算2の算定を希望する場合は、「様式40の7」の届出を行ってください。この場合、平成24年3月31日にD P C対象病院又はD P C準備病院である病院を除き、デ

ータ提出通知の写しを併せて届け出てください。

なお、「様式40の7」の届出を行う際には、併せて様式の写しをD P C 調査事務局まで電子メールにより提出してください。

※ 平成26年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができます。

(2) 当該届出を行った月の属する四半期分から外来分も含めて改定後のデータを作成し、保険局医療課の指定する期日までに提出してください。

5 その他

(1) 様式の提出先

① 「様式 40 の 5」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

② 「様式 40 の 7」（施設基準の届出）

病院の住所地を管轄する地方厚生（支）局各都県事務所及び指導監査課

(2) 留意事項

上述のとおり、「様式 40 の 7」の届出を行った際には、厚生局の受領印を受けた様式の写しを以下の要領でD P C 調査事務局まで電子メールにより速やかに送付してください。

- ・ファイル形式：P D F ファイル
- ・ファイル名（P D F ファイル名）：「施設コード_様式 40 の 7 写し」
- ・電子メールの件名：「様式 40 の 7 届出書の写しの提出」
- ・電子メール送付先アドレス：dpc@prism.com

(参考) 改定前の対象病棟、改定後の対象病棟

グループ	入院基本料・特定入院料等
<div data-bbox="47 745 124 1003" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">改定前の対象病棟</div> <p>一般病棟グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料（7対1、10対1、13対1、15対1） ・特定機能病院入院基本料（一般） ・専門病院入院基本料（7対1、10対1、13対1） ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院医療管理料 ・一類感染症患者入院医療管理料 ・小児入院医療管理料 ・短期滞在手術等基本料（3のみ） ・救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床に入院したものとみなされるもの（死亡時の1日分の入院料等を算定するもの）も含む。
<p>精神病棟グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病棟入院基本料（10対1、13対1、15対1、18対1、20対1） ・特定機能病院入院基本料（精神） ・精神科救急入院料 ・精神科急性期治療病棟入院料（1および2） ・精神科救急・合併症入院料 ・児童・思春期精神科入院医療管理料
<p>その他病棟グループ</p>	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設等入院基本料 ・短期滞在手術等基本料（2） ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・亜急性期入院医療管理料 ・地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料含む） ・結核病棟入院基本料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患入院医療管理料 ・認知症治療病棟入院料 <p style="text-align: right;">等</p>

改定後の対象病棟